

各 位

会 社 名 イリソ電子工業株式会社 代表者の 役職氏名 代表取締役社長 由木幾夫 (コード番号:6908) 取 締 役 問い合わせ先 執 行 役 員 大 江憲一

新 仃 伐 貝 大 江 憲 ⁻ 管 理 本 部 長

電 話 番 号 045-478-3111 (代表)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成30年5月25日開催の取締役会において、平成30年6月26日開催予定の第52回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 当社は、平成30年3月23日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて開示しましたとおり、平成30年6月26日開催予定の当社第52回定時株主総会で承認いただくことを条件に、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することにより、経営の透明性を一層向上させるとともに意思決定のさらなる迅速化を実現させ、更なる企業価値向上を図ってまいります。また、監査等委員会設置会社への移行とともに取締役会の諮問機関として、任意に指名委員会及び報酬委員会を設置する予定であります。

これに伴い、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

- (2) 取締役(業務執行取締役等であるものを除く。) が期待される役割を十分に発揮できるよう、 会社法第427条に定める責任限定契約の締結を可能とするべく所要の変更を行うものであります。
- (3) インターネットの普及に鑑み、法務省令に定めるところに従い、株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるようにするための規定の新設を行うものであります。
- (4) 上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものであります。
- 2. 定款変更の内容 変更内容は、別紙のとおりです。
- 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日(予定) 平成30年6月26日(火) 定款変更の効力発生日(予定) 平成30年6月26日(火)
 (下條部力が変更固別でありより。)

 現行定款
 変更案

 第1章総則
 第1章総則

第1条~第3条 (条文省略)

(機関の設置)

第4条 当会社は、取締役会、<u>監査役、監査</u> 役会及び会計監査人を置く。

第5条~第13条 (条文省略)

(新設)

第14条~第15条 (条文省略)

(員数)

第<u>16</u>条 当会社に取締役 10 名以内を置く。

(新設)

(選任)

第17条(新設)

<u>1 ~ 2</u> (条文省略)

(任期)

第<u>18</u>条 取締役の任期は、選任後1年以内 に終了する事業年度のうち最終のものに関 する定時株主総会の終結の時までとする。

(新設)

2. 補欠または増員のため選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。

第1条~第3条 (現行どおり)

(機関の設置)

第4条 当会社は、取締役会、監査等委員会 及び会計監査人を置く。

第5条~第13条 (現行どおり)

(株主総会参考書類等のインターネット開示と みなし提供)

第14条 当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第15条~第16条 (現行どおり)

(員数)

第<u>17</u>条 当会社に取締役<u>(監査等委員であ</u>る取締役を除く。) 10 名以内を置く。

2. 当会社に監査等委員である取締役7名以内を置く。

(選任)

第<u>18</u>条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

2~3 (現行どおり)

(任期)

第<u>19</u>条 取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2. 監査等委員である取締役の任期は、選任 後2年以内に終了する事業年度のうち最終 のものに関する定時株主総会の終結の時ま でとする。
- 3.任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役会)

第19条(条文省略)

- 2. 前項の招集通知は、各取締役<u>および各監査役</u>に対して会日より3日前までに発する。ただし、緊急の必要ある場合には、この時期をさらに短縮することができる。
- 3. 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。
- 4. (条文省略)

(代表取締役及び役付取締役)

第<u>20</u>条 取締役会は、取締役の中から代表 取締役若干名を定める。

2. (条文省略)

第5章 監査役および監査役会

(員 数)

第21条 当会社に監査役4名以内を置く。

(選 任)

第22条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議 決権の3分の1以上を有する株主が出席し、 その議決権の過半数によりこれを行う。

(任期)

- 第23条 監査役の任期は、選任後4年以内 に終了する事業年度のうち最終のものに関 する定時株主総会終結の時までとする。
- 2. 補欠のため選任された監査役の任期は、 退任した監査役の残任期間とする。

(常勤監査役)

第24条 監査役会は、監査役の中から常勤 監査役若干名を定める。

(監査役会)

- 第25条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日より3日前までに発する。ただし、緊急の必要ある場合には、この時期をさらに短縮することができる。
- 2. 監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規程による。

(取締役会)

第20条(現行どおり)

- 2. 前項の招集通知は、各取締役に対して会日より3日前までに発する。ただし、緊急の必要ある場合には、この時期をさらに短縮することができる。
- 3. 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。

4. (現行どおり)

(代表取締役及び役付取締役)

第<u>21</u>条 取締役会は、取締役<u>(監査等委員</u> である取締役を除く。) の中から代表取締役 若干名を定める。

2. (現行どおり)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(新設)

(重要な業務執行の決定の委任)

第22条 当会社は、会社法第399条の13 第6項の規定により、取締役会の決議によっ て重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる 事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締 役に委任することができる。

(新設)

(報酬等)

第23条 取締役の報酬、賞与その他の職務 執行の対価として当会社から受ける財産上 の利益は、監査等委員である取締役とそれ以 外の取締役とを区別して、株主総会の決議に よって定める。

第6章 取締役および監査役の責任免除

(削除)

(損害賠償責任の一部免除)

第<u>26</u>条 当会社は、取締役会の決議をもって、取締役(取締役であった者を含む。)<u>及び監査役(監査役であった者を含む。)</u>の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。

2. 当会社は、<u>社外</u>取締役<u>及び社外監査役</u>との間<u>に</u>、当会社に対する損害賠償責任<u>に関</u>する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は法令が定める金額とする。

(日)トハノ

(損害賠償責任の一部免除)

第<u>24</u>条 当会社は、取締役会の決議をもって、取締役(取締役であった者を含む。)の 当会社に対する損害賠償責任を、法令が定め る範囲で免除することができる。

2. 当会社は、取締役<u>(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間<u>で</u>、当会社に対する損害賠償責任<u>を限定</u>する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は法令が定める金額とする。

(新設)

<u>第 5 章 監査等委員会</u>

(新設)

(監査等委員会の招集通知)

第25条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の3日前までに発する。 但し、緊急の必要がある場合には、この時期を短縮することができる。

(新設)

(常勤監査等委員)

第26条 監査等委員会は、その決議により、常勤の監査等委員を選定することができる。

(新設)

(監査等委員会規程)

第27条 監査等委員会に関する事項は、法 令又は定款に定めるほか、監査等委員会にお いて定める監査等委員会規程による。

第 <u>7</u> 章 計 算 第 <u>2 7</u>条 ~ 第 <u>3</u> 0 条 (条 文省略)

第 6 章 計 算 第 2 8条~第 3 1条 (現行どおり)

附則	附則
(新設)	(監査等委員会設置会社移行前の監査役の 責任免除等の経過措置) 第1条 平成30年3月31日に終了する 事業年度に関する定時株主総会の 終結前の会社法第423条第1項 の行為に関する監査役(監査役で あった者を含む。)の責任の免除並 びに社外監査役と締結済みの責任 限定契約については、なお同定時 株主総会の終結に伴う変更前の定 款第26条の定めるところによ
	<u>る。</u>